

# 『みんな笑顔で健やかに つながり支え合うまち』を進めます

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする新たな第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。この計画について、着実に取り組んでいきます。  
令和6年3月に策定したこの計画のうち、介護保険料を中心にその概要をお知らせします。

●問い合わせ／介護保険係(保健福祉総合センター内) ☎53-3333

**令和6年度からの介護保険料**

このような高齢者数、要介護(要支援)者数の推計をもとに、これらの介護サービス量を見込み、さらに今の賃上げの動きなどを反映した国の介護報酬引き上げの影響も加味し、保険料として必要な額を算定した結果、令和6年度からの3年間で約6億1400万円が必要となります。

この必要となる保険料を算出するにあたっては、介護保険を安定的に運営するために積み立てていた、厚岸町介護給付費準備基金の約7320万円のうち、約5320万円を取り崩して、保険料の上昇額抑制に使用することでしたが、国の介護報酬の引き上げの影響が大きく、今回の介護保険料基準額は前回よりも年額で1680円引き上げとなり6万8640円(月額5720円)となりました。

また、保険料は本人や世帯の所得状況などをもとに設定された所得段階に応じて決定されます。

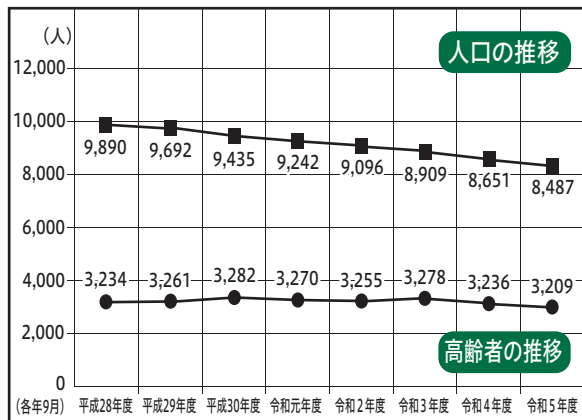
この所得段階の数について、令和5年度までは11段階としておりましたが、国が標準とする所得段階の数が多段階化される制度改正があったことを踏まえ、厚岸町の令和6年度からの所得段階の数も15段階へ多段階化することとなりました。

## ■令和6年度からの保険料

| 区分    | 対象者                                                                               |                   | 割合<br>( )は保険料軽減後 | 年額保険料              |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------|--------------------|
| 第1段階  | ・ 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税<br>・ 生活保護の受給者<br>・ 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 |                   | 0.47             | 32,260円            |
|       |                                                                                   |                   | (0.3)            | 20,590円            |
| 第2段階  | 世帯主全員が町民税非課税で、所得指標となる額(※1)が                                                       | 80万円以上<br>120万円以下 | 0.69<br>(0.49)   | 47,360円<br>33,630円 |
| 第3段階  |                                                                                   | 120万円以上           | 0.74<br>(0.735)  | 50,790円<br>50,450円 |
| 第4段階  | 世帯内に町民税課税者がいるが本人は非課税で、所得指標となる額(※1)が                                               | 80万円以下            | 0.9              | 61,770円            |
| 第5段階  |                                                                                   | 80万円以上            | 1.0              | 68,640円            |
| 第6段階  | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から長・短期譲渡所得等に係る特別控除額などを控除した額）が      | 120万円未満           | 1.2              | 82,360円            |
| 第7段階  |                                                                                   | 120万円以上210万円未満    | 1.3              | 89,230円            |
| 第8段階  |                                                                                   | 210万円以上250万円未満    | 1.45             | 99,520円            |
| 第9段階  |                                                                                   | 250万円以上320万円未満    | 1.5              | 102,960円           |
| 第10段階 |                                                                                   | 320万円以上370万円未満    | 1.65             | 113,250円           |
| 第11段階 |                                                                                   | 370万円以上420万円未満    | 1.7              | 116,680円           |
| 第12段階 |                                                                                   | 420万円以上520万円未満    | 1.8              | 123,550円           |
| 第13段階 |                                                                                   | 520万円以上620万円未満    | 1.9              | 130,410円           |
| 第14段階 |                                                                                   | 620万円以上720万円未満    | 2.0              | 137,280円           |
| 第15段階 |                                                                                   | 720万円以上           | 2.1              | 144,140円           |

(※1) 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等に係る雑所得などを控除した額  
※第1～第3段階においては、公費投入により保険料が軽減しているが、国の制度改正により、軽減割合が減少

## ■人口と高齢者の推移



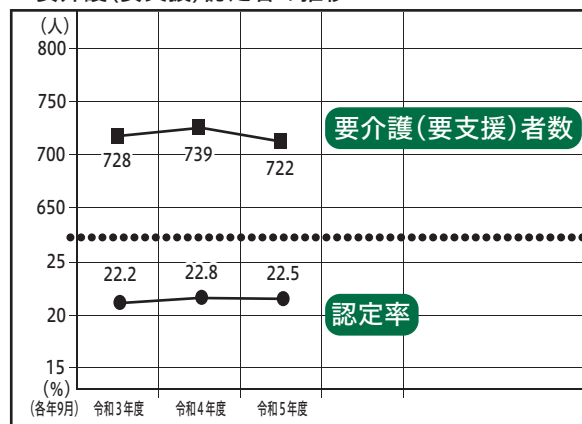
**人口の減少と高齢化率の増加**

介護保険制度は平成12年度からスタートしましたが、制度開始から現在に至るまで、人口減少と少子高齢化が進行しています。

具体的には、平成12年度の厚岸町の人口は1万2705人、そのうち65歳以上の高齢者は2608人、高齢化率は20.5%でしたが、令和5年度の人口は8487人、65歳以上の高齢者は3209人、高齢化率は37.8%となり、制度開始時から高齢化率は約1.8倍となりました。

高齢者数は既に減少しておりますが、少子化や生産年齢人口(15歳から64歳)の減少が高齢者人口の減少よりも早い速度で進行しているため、高齢化率は増加し続けています。

## ■要介護(要支援)認定者の推移



**要介護(要支援)者は微増傾向**

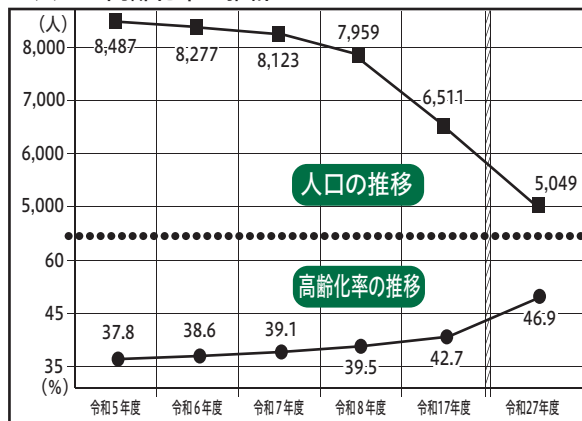
高齢者人口は減少していますが、要介護(要支援)認定者数は緩やかに増加しています。

これは、高齢者の中でも高齢化が進んでおり、要介護認定率の高い75歳、85歳以上の高齢者の全体に占める割合が増加していくためです。

要介護認定率は年齢によって大きく異なり、65～74歳の高齢者の要介護認定率は約5.8%、75～84歳の高齢者は約20.4%、85歳以上の高齢者では約59.1%であり、高齢者の年齢構成の変化は要介護(要支援)者数に大きな影響を与えます。

令和7年には『団塊の世代』の全ての人々が75歳以上になるなど、当面は要介護(要支援)者は減少せず、緩やかに増加していきます。

## ■人口と高齢化率の推計



**今後の人口と要介護(要支援)者**

少子高齢化と人口減少は今後も進行し、令和8年度には人口は7959人、65歳以上の高齢者は3141人となり、高齢化率は39.5%まで上昇すると見込んでいます。

しかし、このような人口減少の中でも要介護(要支援)認定者数は緩やかに増加して推移するため、生産年齢人口が減少する中で介護サービスの需要が増加していくこととなり、介護サービスの担い手不足がより一層深刻化することが懸念されます。

